

重要 ※必ず保護者に渡してください。

一部早期給付
4～6月分

新入生の保護者の皆様へ 京都府奨学のための給付金のお知らせ

【国立高等学校等在籍生徒の保護者用】

京都府内に在住する生活保護世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の保護者に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。（返還は不要）

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和7年4月1日現在、次の①～⑥を、全て満たす方

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯である。
- ② 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住。
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。（海外在住は対象外）
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金、又は学び直し支援金の支給対象校に在学している。
※高等学校等就学支援金、又は学び直し支援金の受給資格のある高校生等の保護者が対象です。
- ④ 高校生等が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学。
- ⑤ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等で給付を受けている場合を除く。）
- ⑥ 高校生等が、通算3回（定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回）以上、本給付金の給付を受けていない。
※ただし、学び直し支援金受給者については、通算4回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大6回）以上

【2】一部早期給付（希望者のみ）について

特に入学時の負担が大きい新入生の保護者等の負担軽減を目的に、4～6月分（年額給付額 1/4）を前倒して支給することができます。一部早期給付を希望する場合、4～6月分は令和6年度の課税証明書等で確認し、7～3月分（年額給付額の 3/4）は令和7年度の課税証明書等で確認するため、1年で2回申請手続が必要です（7～3月分の申請については6月頃、改めて学校から案内があります）。

一部早期給付（4～6月分）を希望しない場合は、6月頃に「京都府奨学のための給付金（一部早期給付以外）」を学校から案内しますので、その際に申請する場合は1回の手続で完了します。

「京都府奨学のための給付金」の申請希望者のうち、一部早期給付を

	希望する場合	希望しない場合
申請① 今回案内	申請①の手続きが必要 ●支給額：下表①の金額 ●支払時期：7月末以降	申請①の手続きは不要
申請② (6月頃案内予定)	申請②の手続きが必要 ●支給額：下表②の金額 ●支払時期：10月末以降	申請②の手続きが必要 ●支給額：下表③の金額 ●支払時期：10月末以降

【3】一部早期給付希望者の提出期限及び提出先

令和7年5月23日（金） 在學校へ提出してください。

【4】給付金額

区分	対象高校生等		①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③一部早期 給付以外 (年額)
A	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等、通信制】		8,075円	24,225円	32,300円
B	令和6年度 住民税所得割 非課税世帯 (道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合算額が0円)	1 通信制以外の高等学校に通う高校生等 【全日制等】	35,925円	107,775円	143,700円
		2 通信制の高等学校等に通う高校生等 【通信制】	12,625円	37,875円	50,500円

【5】申請に必要な書類

区分	必要な書類
全員	申請書(第1号の3様式)
	給付金振込先口座の通帳の写し (金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義が記載されているページ)

+

区分	必要な書類
A	生活保護(生業扶助)受給証明書 ※発行日が令和7年4月1日以降であること
B	令和6年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類 ＝保護者(親権者全員)の下記①から③の書類のいずれか ①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し ③納税(非課税)通知書の写し(通知書が複数枚の場合は全てのページの写し) ※ 保護者のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、 控除対象配偶者(同一生計配偶者)の上記①～③の書類の提出は不要です。

上記A～Bの区分は、【4】給付金額の区分です。

- 申請後、申請事項に変更が生じた場合(住所、口座名義等)は、変更届出の提出が必要です。届出は学校より入手してください。

【6】申請書の記入・留意事項

記入上の注意

- ・ **基準日（令和7年4月1日）**現在の状況により記入してください。
- ・ 消せるボールペン、修正テープ、修正液は使用しないでください。
- ・ 訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 申請書類の記入方法等は在学学校にお問い合わせください。

- はじめの5点を確認の上、□に✓チェック（✓点がない場合、申請は受付できません。）
 - ◆ **京都府のその他の奨学金等**について、**奨学のための給付金を受給した場合、支給額が調整されるものがあります**。該当の奨学金等から奨学のための給付金の受給状況について照会があった場合、その求めに応じて、受給状況を回答します。
- 1 **申請者に関する事項**
 - ◆ 申請者は、生徒ではなく**保護者等**です。
保護者（親権者）2名（父・母）のうち、代表する1名を申請者としてください。
 - ◆ **給付金の振込口座は、申請者の名義の口座にしてください。**（やむをえず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状の提出が必要です。）
- 2 **高校生等に関する事項**
 - ◆ 「前籍校（高等学校等）における在学期間」欄は、申請時点で**在学中の学校から新しい順に記入**してください。（中学校以前の在学学校については、記入していただく必要はありません。）
 - ◆ 「奨学のための給付金」を受給した回数を該当の□に✓チェックしてください。
- 3 **保護者等に関する事項**
 - ◆ 生徒の保護者全員（申請者を含む。）の氏名・フリガナ等を記入してください。
 - ◆ 保護者のいずれかの住所が京都府でない場合は、その理由を記入してください。
※**世帯の生活の本拠地が京都府でない場合は、生活の本拠地とする都道府県へ申請してください。**また、保護者のうち一方で、**海外在住等で課税証明書が発行されない場合は、対象外となる場合があります。**
- 4 **保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について**
 - ◆ 提出する証明書等について、当てはまる□に✓チェックしてください。
 - ◆ 生業扶助を受給されている場合は、生業扶助の受給が確認できる生活保護受給証明書を添付してください。（発行日は令和7年4月1日以降であること）
 - ◆ **生業扶助を受給されていない場合は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類を添付してください。**
- 5 **保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生を除く。）に関する事項**
 - ◆ **記入は不要です。**
- 6 **在学状況等に関する証明**
 - ◆ 在学されている学校で記入するため、申請者の方は記入しないでください。
 - ◆ 令和7年4月1日現在に在学する学校の校長による証明となります。
- 7 **給付金の振込先口座**
 - ◆ 支給決定後、「京都府奨学のための給付金」を振り込む口座になります。**申請者本人（生徒ではなく申請者です。）の口座を記入してください。**
 - ◆ **やむを得ず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状が必要です。委任状は学校から入手し、学校へ提出してください。**
 - ◆ ゆうちょ銀行でも振込は可能ですが、口座番号や支店名の記入誤りがないよう注意してください。支店名は、四四八など漢数字になります。通帳に記載されていない場合は、ゆうちょ銀行ホームページや取引郵便局で確認していただくようお願いします。
 - ◆ **振込口座のコピーを添付してください。**（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義が分かる部分のコピー）

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（国・公立担当）
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話：075-414-5043）